

○試験における学生の不正行為に対する措置要項

昭和38年9月9日

制定

第1条 授業科目修了の認定に関する試験（追試験，再試験を含む。以下「試験」という。）で不正行為（不正行為のほう助を含む。以下同じ。）をした者に対しては，徳島大学学則第52条の規定により懲戒を行うほか，この要項により措置するものとする。

第2条 試験において不正行為をした者に対しては，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し，改めて所定の授業科目を履修させなければならない。

第3条 試験場内で不正行為をしたと認められた者に対しては，監督者が直ちに退場を命ずる等適宜の措置をしなければならない。

2 監督者は，前項の措置を行ったときは，速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部長に報告しなければならない。

第4条 前条第2項により監督者から報告を受けた学部長は，不正行為に係る事実を調査し，その結果を教授会の議に付し，その審議の経過及びその結果並びにこれに対する意見を学長に報告しなければならない。

2 不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は，学部長は，速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

附 則

この要項は，昭和38年9月9日から施行する。

附 則（昭和39年4月10日改正）

この改正要項は，昭和39年4月10日から施行する。

附 則（昭和49年4月16日改正）

この要項は，昭和49年4月16日から施行し，昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月24日改正）

この要項は，昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年1月21日改正）

この要項は，昭和55年1月21日から施行する。

附 則（平成5年4月1日改正）

この要項は，平成5年4月1日から実施する。

附 則（平成7年12月20日改正）

この要項は，平成7年12月20日から実施する。

附 則（平成8年5月17日改正）

この要項は，平成8年5月17日から実施する。

附 則（平成11年2月26日改正）

この要項は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月15日改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。